

校舎等の耐震化率

学校施設は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者に耐震診断および耐震改修の努力義務が課されるとともに、大学は、学校教育法及び同法施行規則により教育研究環境を含めた教育研究活動等についての情報を公表することが求められています。

2024年4月1日現在

追手門学院大学の耐震化率

100 %

※日本私立学校振興・共済事業の「私立学校校舎等実態調査」に基づき算出しています。

$$(\text{耐震化率}) = \{(1) + (2)\} / (3)$$

1981年5月31日以前に建築された建物で耐震診断を実施、耐震性能を有しているあるいは耐震補強済の延床面積…(1)	21,673	m ²
1981年6月1日以降に建築された建物の延床面積…(2)	62,612	m ²
耐震化対象施設の延床面積合計…(3)	84,285	m ²